

解散公告

当社は、令和八年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

熊本県上益城郡山都町下馬尾二八三番地

株式会社熊本県建設会館

代表清算人 尾上 一哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

宮崎県宮崎市清武町加納乙六二番地二二

株式会社宮崎ITサービ

代表清算人 日高 由敬

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月三十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

東京都江戸川区北小岩四丁目五番八号一階

医療法人社団茜遥会

清算人 目々澤 肇

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月十三日開催の集会議事録の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

福井市洲三丁目二九〇七番地

クレーン管理組合法人

清算人 戸塚 真吾

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年四月二十七日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

愛知県豊田市栲本町日面三八番地

宗教法人専蔵寺

清算人 永田以和貴

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年五月九日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

香川県丸亀市塩屋町五五番地

宗教法人教覺寺

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階和田節代法律事務所

清算人 弁護士 和田 節代

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年五月十三日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年六月十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

山梨県西八代郡市川三郷町黒沢五六〇八番地

宗教法人山ノ神社

清算人 弁護士 田中 謙一

連絡先 山梨県甲府市相生二丁目五番一七

号鈴木屋ビル三階

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和八年五月一日三重県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

三重県度会郡度会町棚橋一二一五番地一

度会町土地改良区

清算人 中村 忠彦

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月二十七日奈良地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年六月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

奈良市大字矢田原乙二七八番地

宗教法人実行教矢田原教会

奈良市角振町三九番地の一山田ビル一階ならまち法律事務所

清算人 宮坂 光行

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年四月十六日の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

福島県福島市松木町一〇番一九号

弁護士 新開 文雄

法人新開法律事務所

清算人 弁護士 新開 文雄

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年六月十日門真市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年六月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

大阪府門真市末広町四三番一号

門真市幸福東土地区画整理組合

代表清算人 川村 光世

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

和歌山県田辺市下屋敷町八〇番地

学校法人めぐみ学園

清算人 藤敷 庸一

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年六月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十八日

沖縄県那覇市国場七二四番三

医療法人ゆうりな

清算人 吉田 馨

第四十一期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産 四三一、九一五

固定資産 二二、一九二

合計 四五四、一〇八

負債及び純資産の部

流動負債 一〇四、九三二

固定負債 一七、九四八

株主資本 三三一、二二七

資本金 二〇、〇〇〇

利益剰余金 三一一、二二七

利益準備金 五、〇〇〇

その他利益剰余金 三〇六、二二七

(うち当期純利益 (一九、五二六))

合計 四五四、一〇八

令和八年六月十八日

東京都新宿区西新宿六丁目一四番一号

新宿グリーンビル管理株式会社

代表取締役社長 大矢 雄二